

# 高速船規則

## 高速船規則検査要領

高速船規則  
高速船規則検査要領

2009年 第1回 一部改正  
2009年 第1回 一部改正

2009年 4月 15日 規則 第16号/達 第14号

2009年 2月 4日 技術委員会 審議

2009年 2月 24日 理事会 承認

2009年 4月 10日 国土交通大臣 認可

**ClassNK**  
財団法人 日本海事協会

# 高速船規則

規則

## 2009年 第1回 一部改正

2009年 4月 15日 規則 第16号

2009年 2月 4日 技術委員会 審議

2009年 2月 24日 理事会 承認

2009年 4月 10日 国土交通大臣 認可

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

## 改正その1

# 2 編 船級検査

## 3 章 定期的検査及び機関計画検査

### 3.9 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

3.9.3 を次のように改める。

#### 3.9.3 開放検査

-1. プロペラ軸（ウォータージェット推進装置の主軸を除く。）及び船尾管軸の開放検査は、プロペラをプロペラ軸から取り外した状態で、次の(1)から(9)までの該当項目について行う。

(1) プロペラの取付け部の検査

- (a) プロペラ軸のテーパ部にキーを用いてプロペラが取り付けられる構造の場合には、軸スリーブの後端（スリーブのない場合はテーパ大端部）から船尾側へ向かってテーパ部全長の約 1/3 の長さの範囲についての有効な非破壊検査
- (b) プロペラ軸のテーパ部にキーを用いないでプロペラが取り付けられる構造の場合には、軸テーパのプロペラ取付けテーパ大端部についての有効な非破壊検査。また、プロペラを取り付けるときには、プロペラの押し込み量が **9 編 5 章 5.2.4-1.**に定める下限値と上限値の範囲にあることの確認
- (c) プロペラ軸のフランジ部にボルトを用いてプロペラが取り付けられる構造の場合には、プロペラ取付けフランジ部及びその取付けボルトについての有効な非破壊検査

(2) プロペラ軸又は船尾管及び軸継手ボルトの外観検査。ただし、軸継手ボルトにあっては、外観検査の結果、検査員が必要と認める場合は有効な非破壊検査を行うこと。また、~~（第2種軸にあっては、防食用覆を取り外した状態で行うこと。）~~

(3) 船尾管軸受の状況の検査

(4) 船尾管軸受部後端の軸受部とプロペラ軸及び船尾管軸とのすき間又は軸降下量の計測

(5) 船尾管シール装置（張出し軸受シール装置を含む。以下、本節において同じ。）の要部の開放検査

(6) プロペラボスのプロペラ軸テーパ部との接触面の検査（可変ピッチプロペラの場合は変節機構の要部の開放検査及びプロペラ羽根の取付けボルトの有効な非破壊検査）

(7) 海水潤滑式の船尾管軸受を有する場合は、潤滑冷却水の送水系統について異常のないことの確認

- (8) 油潤滑式の船尾管軸受を有する場合は、潤滑油タンクの液面低位警報装置、潤滑油温度計測装置、潤滑油循環管装置、潤滑油循環ポンプ等の船尾管軸受部の保全のための装置の作動が良好であることの確認
- (9) 潤滑油の管理状況の調査
  - 2. ウォータジェット推進装置の主軸にあつては、主軸を主軸船首側軸受管又はシール装置から取出した状態で、次の(1)から(6)に規定する項目の検査を行う。
    - (1) 主軸及び軸継手ボルトの外観検査。ただし、軸継手ボルトにあつては、外観検査の結果、検査員が必要と認める場合は有効な非破壊検査を行うこと。
    - (2) 主軸船首側及び船尾側軸受の主要部分の状況の検査
    - (3) 主軸船首側シール装置の主要部分の開放検査
    - (4) スラスト軸受部の開放検査
    - (5) インペラボスの取付け部の検査（キー、スプラインで取付ける場合）
    - (6) インペラの現状確認検査

#### 附 則（改正その1）

- 1. この規則は、2009年4月15日から施行する。

## 9 編 機関

### 8 章 管艙装

#### 8.1 一般

8.1.1 を次のように改める。

##### 8.1.1 配管

配管については、~~鋼船規則 D 編 13.2 の規定に適合すること。~~

- ~~1. 配管に対する一般要件は、鋼船規則 D 編 13.2.1 の規定に適合すること。~~
- ~~2. 管の接続及び兼用については、鋼船規則 D 編 13.2.2 の規定に適合すること。~~
- ~~3. 管の貫通部については、鋼船規則 D 編 13.2.3 の規定に適合すること。~~
- ~~4. スリップオンジョイントの使用については、鋼船規則 D 編 13.2.4 の規定に適合すること。~~
- ~~5. 隔壁弁は、鋼船規則 D 編 13.2.5 の規定に適合すること。~~
- ~~6. 冷凍区画を貫通するか又は冷凍区画に近接して配管されるビルジ管、空气管、測深管、排水管等の凍結防止については、鋼船規則 D 編 13.2.6 の規定に適合すること。~~
- ~~7. 機関室内のドレン管からの逆流防止については、鋼船規則 D 編 13.2.7 の規定に適合すること。~~

#### 附 則 (改正その2)

1. この規則は、2009年4月15日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

---

# 高速船規則検査要領

要  
領

2009年 第1回 一部改正

2009年 4月 15日 達 第14号  
2009年 2月 4日 技術委員会 審議

2009年4月15日 達 第14号  
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 改正その1

# 1 編 総則

## 1 章 通則

### 1.1 一般

#### 1.1.1 適用

現行規定を-1.と改め、-2.として次の1項を加える。

-2. 規則の適用にあたり、船の長さ、幅及び深さ並びにタンクの長さ、幅及び高さ等の寸法及び距離については、特段の明文の記載の無い限り、型寸法による距離とする。ただし、規定される距離等に対して板厚の影響が無視できない場合については、この限りでない。また、独立型タンクと船体構造の距離については、当該タンクの外面からの距離とする。

## 附 則 (改正その1)

1. この達は、2009年4月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。  
\*建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement(PR) No.29 に定義されたものをいう。

### IACS PR No.29(Rev.4)

#### 英文(正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

#### Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.
4. Revision 3 of this Procedural Requirement was approved on 5 January 2007 with immediate effect.
5. Revision 4 of this Procedural Requirement was adopted on 21 June 2007 with immediate effect.

#### 仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号(船番等)は、新造船に対し船級登録を申込み者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

#### 備考:

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005年1月1日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 本 PR の Rev.2 は、2006年4月1日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
4. 本 PR の Rev.3 は、2007年1月5日に承認され、これは直ちに効力が生じる。
5. 本 PR の Rev.4 は、2007年6月21日に採択され、これは直ちに効力が生じる。

## 2 編 船級検査

### 1 章 通 則

1.1 を削る。

#### ~~1.1 検査~~

#### ~~1.1.3 臨時検査~~

~~規則 1.1.3(5)に該当する臨時検査については、次による。~~

#### ~~(1) 船舶識別番号~~

~~2004年7月1日前に建造開始段階にあった国際航海に従事する総トン数300トン以上の貨物船は、2004年7月1日以降最初に予定されている入渠又は上架の日までに、規則1編1.1.8で規定される要件に適合していることを、検査により確認を受ける。~~

### 3 章 定期的検査及び機関計画検査

#### 3.10 機関計画検査

##### 3.10.3 機関計画保全検査 (PMS)

-4.(7)を次のように改める。

#### -4. 機関計画保全検査の承認

機関計画保全検査の承認の基準は次のとおりとする。

(1)から(6)は省略)

#### (7) コンピュータ

保安全管理システム及び状態監視システムに使用されるコンピュータは次の(a)から(e)の要件を満足するものであること。

- (a) コンピュータの構成は、一部の回路又は装置の故障による影響の範囲ができる限り限定されるように計画されること。
- (b) 各装置は、入出力端子から侵入するおそれのある過電圧（電氣的ノイズ）に対して保護されること。
- (c) 中央処理装置及び重要な周辺装置は、自己監視機能を有するものであること。
- (d) 重要なプログラム及びデータは、外部からの給電が一時的に停止した場合にも消滅しないようにしておくこと。
- (e) 修理に専門的な技術を必要とする重要な構成要素に対して予備品を供給する場合には、予備品は容易に取換えできる部品単位で供給すること。
- (f) ソフトウェアは、鋼船規則検査要領 B 編附属書 B9.1.3-4.「機関計画保全検査 (PMS) 管理ソフトウェアの承認要領」に準じて本会の承認を受けることを推奨する。

#### 附 則 (改正その2)

1. この達は、2009年4月15日から施行する。

## 2 編 船級検査

### 3 章 定期的検査及び機関計画検査

#### 3.10 機関計画検査

##### 3.10.2 機関継続検査 (CMS)

-6.を次のように改める。

##### -6. 確認検査

機関、及び装置の保守が良好に行われていると本会が認める船舶において、~~以下に掲げる機関等に対し、船内の保守作業として航海中に機関及び装置が開放され、かつ、開放点検時の記録が整備されている場合は、次の寄港地において次の(1)に掲げる確認検査の結果が良好であれば、検査員立会の当該機関等に対する次に定める確認検査を行うことにより検査員立会による開放検査に代えることができる。この場合、次回の開放点検期日は開放点検日から5年とする。~~

~~また、入港中に開放された機関、装置についてもその港での本会検査員による検査が非常に困難な場合は、同様に取扱うことができる。~~

##### (1) 確認検査の方法

(a) 機関長によって~~検査された~~自主開放点検が行われた(2)に掲げる機関、及び装置に~~あつては~~ついて、次に掲げる項目を含む、点検報告書1部を立会検査員に提出する。本報告書の内容は立会検査員により審査される。また、立会検査員は機関長の経歴書を確認する。

i) 機関長のサイン及びライセンス番号

ii) 点検場所及び日付

iii) 点検項目及び結果

iv) 点検前後の運転状態

(b) 予備品と交換された部品~~並びに~~及び修理を行った部分については、それらの状況を現物又は写真により確認する。

(c) 主機にあつては目視による現状検査を行う。その他の機関にあつては、目視に加え、運転状態での検査を行う。

(d) 前(a)から(c)の確認検査の結果、検査員が必要と認めた場合は開放検査又は再検査を要求することがある。

##### (2) 確認検査の対象

確認検査の対象となる機器は次のとおりとする。

(a) 主機として用いられるディーゼル機関

ただし、クランク軸、主軸受、クランクピン軸受、クランクピンボルト~~及び~~並びにカム軸及び同駆動装置を除く。また、主機として用いられるディーゼル機

関の各部品に対する確認検査の対象項目数は、機関継続検査の一巡までの主機の総受験項目数のほぼ半数にとどめること。

- (b) 発電機並びに推進又は航行の安全に係る補機を駆動するディーゼル機関

~~ただし、主発電機を駆動する機関にあつては、機関継続検査の一巡までの期間を通して少なくとも1台について本会検査員の開放検査が行われること。主発電機を駆動する機関を1台のみ備える船舶にあつては、当該機関について本会検査員立会の下で開放検査が行われること。~~

- (c) 補機類（空気圧縮機、ポンプ類、熱交換器、甲板機械等）

- (3) 確認検査の時期

確認検査は確認検査を受けようとする機関及び装置の開放点検日から~~原則として5箇月以内~~次回定期的検査の時期までに行われること。

#### 附 則（改正その3）

1. この達は、2009年4月15日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。